

「ひたちらしさ」を活かした教育を推進 日立市教育大綱を改訂しました

教育の基本的な考え方を示す「日立市教育大綱」を改訂しました。今後、この大綱に基づき、変化の激しい時代の中で、多様な人々と協働して新たな価値の創造と夢に向かって未来を拓く人材を育成するため、「ひたちらしさ」を活かした教育を推進していきます。

大綱の全文は市教育委員会 HP に掲載しています。



問合せ 教育委員会総務課
☎ 内線 673 FAX 21-7740



大綱の感想や教育に対するご意見があれば、参考とさせていただきますので、教育委員会総務課までお寄せください！

教育大綱の主な内容

計画期間：令和9年度まで

教育大綱の柱

家族が好き

愛情を感じながら、健やかに育つ

学校が好き

なりたい自分を夢見て、主体的に学ぶ

■自分が好き

自分の可能性を信じて、夢を描くことは楽しい

■友だちが好き

みんなと一緒にだから、毎日が楽しい

■先生が好き

愛情と熱意があふれる、授業は楽しい

ひたちが好き

まちのいいところを発見して、未来を描こう

基本理念

未来を拓く人づくり

推進テーマ

①学ぶ 夢みる そして輝く【学校教育】

②自分らしく 生涯 輝く【生涯学習】

③スポーツでつながる 元気、感動、輝く笑顔【スポーツ】

市内で住宅の取得などを考えている方へ 住宅取得などの費用を助成します

令和5年度の申請受付は
3月15日(金)まで！

市内で住宅取得などを行う方に、費用の一部を助成しています。ぜひご活用ください。

子育て世帯の方の マイホーム取得費用を助成

令和3年4月1日以降に市内で住宅を取得（新築、購入、増築、改築）した方の取得費用を助成します。

対象 18歳未満のお子さんを養育している世帯か、夫婦のいずれかが40歳未満である世帯

助成額 最大 **71万5,000円**

*詳しくは市HPをご覧ください。



山側住宅団地に住み替える方の マイホーム取得費用や家賃などを助成

令和3年4月1日以降に山側住宅団地で住宅を取得（新築、購入、増築、改築）した方の費用や、戸建住宅を賃借した方の家賃を助成します。

対象 18歳未満のお子さんを養育している世帯か、夫婦のいずれかが40歳未満である世帯

助成額 住宅取得助成＝最大 **111万5,000円**

家賃助成＝最大 **34万円**

*その他、団地内の住宅リフォーム費用も助成しています。各助成について、詳しくは市HPをご覧ください。

山側住宅団地

高鈴台、山の神、青葉台、堂平、平和台、小咲台、中丸、塙山、金沢、台原、根道ヶ丘、みかの原



問合せ 住政策推進課 ☎ 内線 247 FAX 21-7750



事業者の皆さんを応援します

物価高騰の影響を受けた事業者に
応援給付金を支給します

給付額
10万円

対象 ■中小企業者 ■医療施設、介護福祉施設、障害者福祉施設か幼児施設を営む事業者
*既に本給付金の交付を受けている方は対象外です。

主な支給要件

- 令和5年4月1日までに市内で事業を開始している
- 直近1年間の経費の額が10万円を超えている
- 交付申請時点において事業を継続し、今後も事業を継続する意向がある

申請期間 1月22日(月)～2月29日(木)【必着】

- *予算額に達し次第、受付を終了します。先着順ですので、お早めにご申請ください。
- *申請方法など、詳しくは市HPをご覧ください。



問合せ 中小企業等物価高騰対策応援給付金申請窓口(商工振興課内) ☎ 050-5528-5027

*平日午前9時～正午、午後1時～5時

台風13号で被害を受けた事業者の
復旧費用を補助します

補助額
50万円～
1,000万円

*復旧費用などにより補助率や補助額が異なります。

対象者 令和5年9月の台風第13号により、事業所の建物、設備などが被害を受けた中小企業者と小規模事業者 *市が発行する「り災証明書」などの被災を証する書類が必要です。

対象経費 建物の修繕費、機械設備の修繕・購入費、業務用車両の修繕・購入費など

申請期間 2月29日(木)まで【必着】

*申請方法など、詳しくは市・県HPをご覧ください。

問合せ

■中小企業者の方
商工振興課 ☎ 内線 487



市HP

■小規模事業者の方
県被災事業者支援対策室
☎ 029-301-3485



県HP

高校などを卒業し市内事業所に 就職した方へ祝金を支給します

令和5年3月に高等学校などを卒業し、市内の事業所などに就職した方に祝金を支給します。

支給額 30万円 *1人1回

対象 令和5年3月に市内外の高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学などを卒業後、市内の事業所など(大企業を除く)で正社員として就労を開始し、継続して6か月以上就労している方

申請期間 就労開始後6か月を経過した日から、3月29日(金)まで

申請方法 交付申請書(市HPからダウンロードできます)と添付書類を直接か郵送で、商工振興課か雇用センター多賀へ



問合せ 商工振興課 ☎ 内線 429 FAX 24-1713

物価高騰でお困りの方へ 給付金を支給します

物価高騰に直面し、家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯などに対して給付金を支給します。

対象		申請方法
①	令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯	1月中旬に発送した通知をご確認ください。
②	物価高騰の影響により家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にある世帯	1月18日(木)から2月29日(木)までに必要書類を直接か郵送で、物価高騰対策給付金申請窓口(市役所1階101号会議室)へ *土・日曜日と祝日も受け付けます(9:00～17:00)。

支給額 1世帯につき 7万円

問合せ 物価高騰対策給付金コールセンター
☎ 050-3354-0180 FAX 33-5400



*詳しくは市HPをご覧ください。